

令和6年度 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の作成・提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和6年1月31日**までに提出してください。
早期提出にご協力をお願いいたします。
- ホチキスは絶対に使用せず、クリップ又は輪ゴムを使用してください。
- なるべく**電子申告(eLTAX)にて給与支払報告書を提出**してください。**eLTAXにて提出される場合**、提出先市区町村コードは各区のコードではなく、**横浜市のコード「141003」**を使用してください。
- 確定申告をされる方や年末調整が不要の方の分も、給与支払報告書の提出は必要です。
- 住民税の徴収について、普通徴収は「神奈川県統一基準」を満たす場合のみ認められます。「普通徴収切替理由書」の普A～普Fのいずれかに該当する場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄へ、該当する符号を記入してください。また、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」等の提出が必要となります（電子申告(eLTAX)の場合は不要）。
- 横浜市では総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。

eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額決定（変更）通知書を電子データで受け取ることができます。上記に記載した以外の注意点も含め、詳細は、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」及び横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」をご確認ください。

国税庁 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き

検索

横浜市 給与支払報告書

検索

》》重ねてのお願い《《

用紙は必ず**令和6年度用の様式**を使用してください。

給与支払報告書のカナ氏名、住所、生年月日は必ず記載してください。

令和4年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」が100枚以上の場合、給与支払報告書について、eLTAX（エルタックス）又は光ディスクにより提出することが法令上義務付けられています。なお、義務化の対象でない事業者の皆様もeLTAX（エルタックス）による提出にご協力をお願いします。

※eLTAXのご利用方法や、システムの仕組みなどの詳細については、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAXの利用全般に関するお問い合わせ先 …… eLTAX ヘルプデスク

○ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

エルタックス ヘルプデスク

検索

【提出先・問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045(671)4471

受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

eLTAXによる電子納付をご利用ください！

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、金融機関窓口に出向かずに全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税（特別徴収、退職所得）、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）が納付できます。

エルタックス

検索